

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

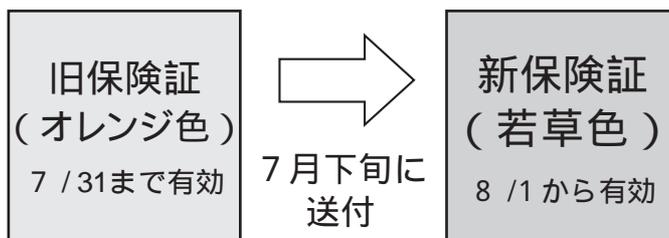
Vol.1 保険証の一斉更新および保険料について

1 保険証の更新について

8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は**若草色**です）

現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証となります。

新しい保険証は、7月下旬に送付します。なお、8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったりした場合は、住民福祉課住民福祉班までご連絡ください。



医療費の自己負担割合について

医療費の自己負担割合は、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて、毎年、判定しています。

新しい保険証に記載されている1割(3割)は、8月1日から1年間適用となる医療費の自己負担割合です。

1割負担 となる方	<p>同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない方</p> <p>住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる場合でも、次に該当する方は申請により1割負担となります。</p> <p>同一世帯に加入者が1人の場合 その方の収入の合計金額が383万円未満 (または、その方の収入と同一世帯の70~74歳の方全員の収入の合計金額が520万円未満) 同一世帯に加入者が複数いる場合 加入者全員の収入の合計金額が520万円未満</p>
3割負担 となる方	<p>同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方</p> <p>一定の要件を満たす場合は、申請により1割負担となります。 (上記、『1割負担となる方』参照)</p>

2 平成23年度の保険料について

7月中旬に、年間保険料額の通知書を送付します

保険料額の計算方法

『均等割額』+『所得割額』が年間保険料額となります。(賦課限度額は50万円)

【均等割額】1人あたり年間35,300円となります。

【所得割額】平成22年中の総所得金額等をもとに算定します。

所得割額 = [平成22年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円] × 7.15%

保険料の軽減制度（申請手続きは不要）

所得の低い方への軽減

平成22年中の所得状況に応じて保険料が軽減されます。

【均等割額】・・・世帯の所得状況に応じて、9割、8.5割、5割、2割軽減が受けられます。

【所得割額】・・・個人の所得状況に応じて、5割軽減が受けられます。

制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方への軽減制度に加入された時から保険料が軽減されます。

（市町村国保、国保組合などの被扶養者の方は対象となりません）

平成23年度の年間の保険料額は、3,500円となります。

3 保険料の納付方法について

平成23年度の保険料の納付方法・納付時期

4月の年金からすでに納めていただいている方【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金	年金	年金	年金	年金	年金

10・12・2月の納付額・・・確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

7月から納付書または口座振替で納めていただく方【普通徴収】

4月～6月	7月～3月
納付なし	納付書 または 口座振替

確定した年間保険料額を、平成23年7月～平成24年3月に分けて納めていただきます。月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先 住民福祉課住民福祉班 TEL 64 - 1471

平成23年度国民健康保険税率が改正されました

国民健康保険税は、国民健康保険制度を支える大切な財源の一つとなっています。

村の国民健康保険財政は医療費の増加等により大変厳しい状況で、このたび国民健康保険税率の改正が行われました。なお、賦課限度額の引き上げは、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことによるものです。

平成23年度国民健康保険税率

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.50%	3.00%	1.90%
均等割	20,000円	7,000円	11,000円
平等割	18,000円	8,000円	
賦課限度額	51万円	14万円	12万円
改正箇所	医療保険分：所得割	6.40%	6.50%
	均等割	19,000円	20,000円
	介護保険分：所得割	1.70%	1.90%

次の方は軽減が受けられます

平成22年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または雇用保険の特定理由離職者として失業給付を受ける方は軽減の対象となります。

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11,12,21,22,23,31,32,33,34」のいずれかのコードが記載されている方は、雇用保険受給資格者証と印鑑を持って役場税務会計課までお越しください。

（注）介護保険分は40歳以上65歳未満の被保険者に課税されます。

国民健康保険税に関する問い合わせ先 税務会計課税務班 TEL 64 - 1451